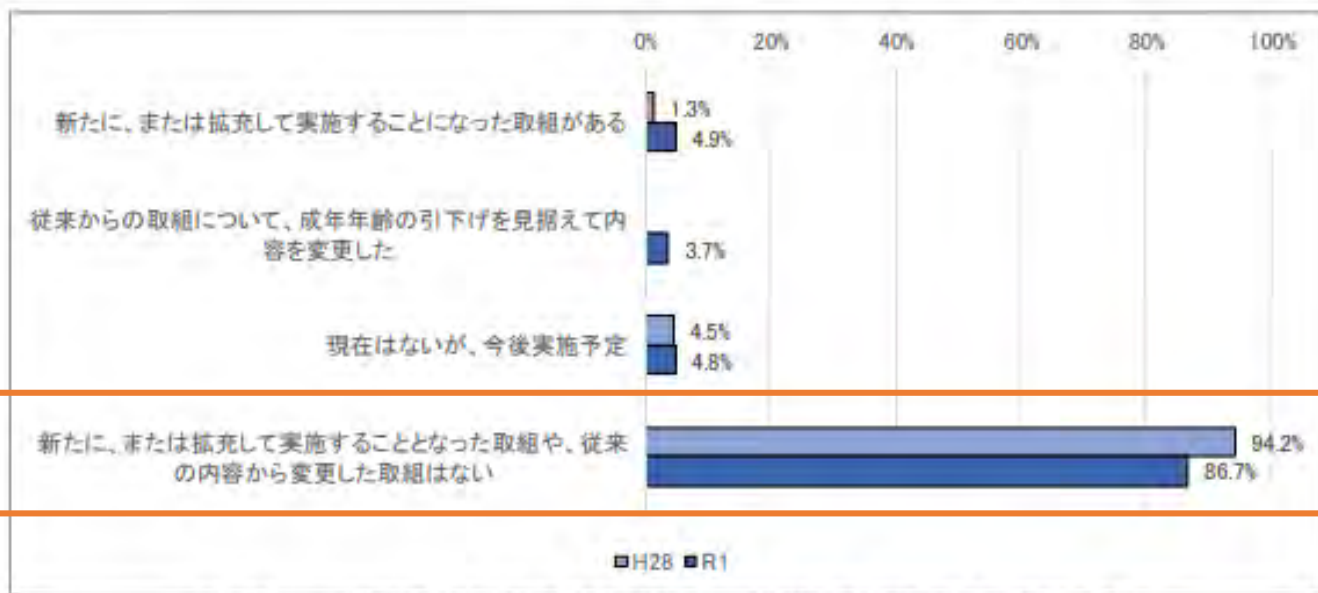


2. 消費者教育の推進体制に関する課題

18歳成人に向けた教育委員会の取組が限定的

(2)成年年齢の引下げを踏まえ、新規・拡充した取組の有無

2018年6月、民法の一部を改正する法律が成立し、2022年度より、成年年齢が18歳に引き下げられることとなりました。これを踏まえて、学校教育分野で、新たに、または拡充して実施することとなった消費者教育に関する取組がありますか。



公表結果を基に再集計
件数全体／うち都道府県

54件／29件

41件／10件

53件／2件

962件／5件

図 27 成年年齢の引下げを踏まえ、新規・拡充した取組の有無

計1110件／46件

(出典) 文部科学省総合教育政策局「令和元年度 消費者教育に関する取組状況調査」

調査時期：令和元年8月26日(月)～令和元年9月13日(金)

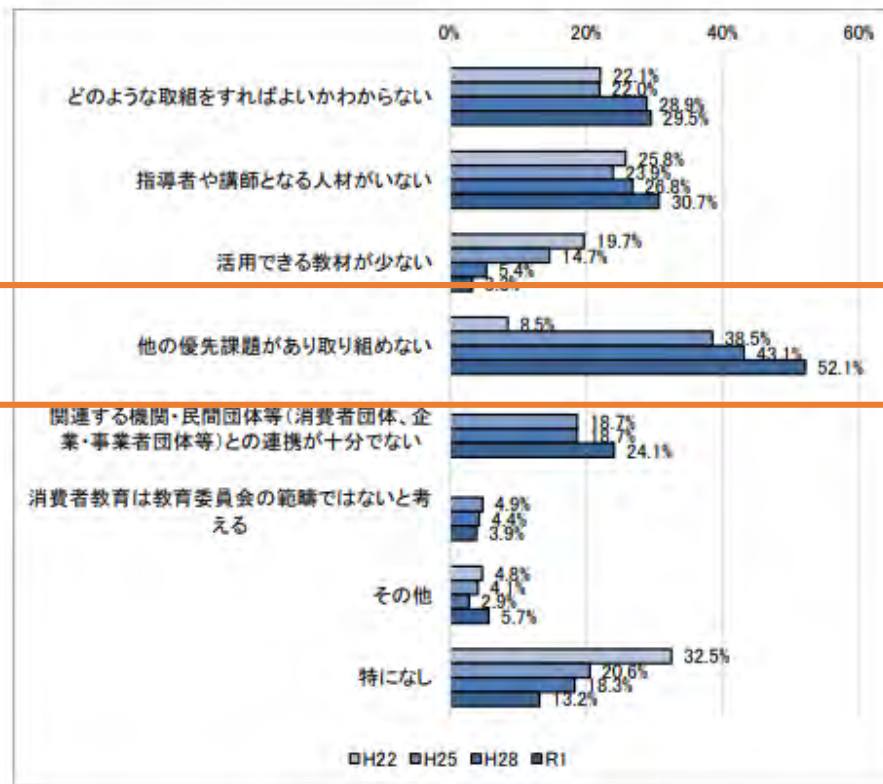
調査対象：都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会合計1,788箇所

有効回答倍率：62.9%

他の優先課題があり、消費者教育に取り組めない教育委員会が増加

(4)消費者教育の推進における課題

貴自治体において、消費者教育を推進するにあたって、課題と考えていることについて教えてください。(複数選択)



(*1)H28 までの質問項目

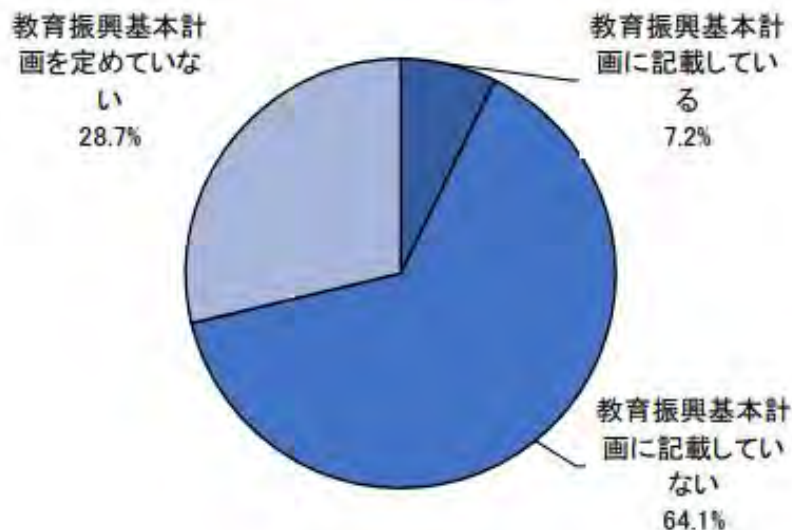
図 50 消費者教育の推進における課題

各自治体の教育振興基本計画に消費者教育を積極的に位置づけ、優先順位を上げる必要

1. 消費者行政部局、消費者団体、企業等との連携状況について

(1) 教育振興基本計画における消費者教育に関する記載の有無

貴自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条2項に基づき定めるよう努めるものとされているもの）の中に、消費者教育に関する記載はありますか。（単一選択）



研修等を通じて指導者用資料の教員活用を促し、 学校内外の連携を進める取組が必要



文部科学省作成指導者用啓発資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/1415166_00003.htm



消費者教育コーディネーターの効果的な配置など、消費者行政と教育委員会の連携に向けた取組が必要

表1-4 啓発や消費者教育を実施するうえでの課題（センター属性別）

	啓発や消費者教育に必要な知識やノウハウが不足している	子どもの発達段階に応じた内容とするのが難しい	講師の養成や適任の講師を探すのが難しい	活用できる教材が少ない	人手や講座等の準備時間が足りない	学校や教育委員会等の関係機関との連携が難しい	多くの子どもや若者に必要な情報を届けるのが難しい	講座等の参加者が少ない	予算が足りない	その他	実施するうえでの課題がある(計)	特になし	無回答
該当者数 N=545 (100.0)	231 (42.4)	252 (46.2)	160 (29.4)	200 (36.7)	194 (35.6)	361 (66.2)	275 (50.5)	118 (21.7)	167 (30.6)	31 (5.7)	528 (96.9)	16 (2.9)	1 (0.2)
センター属性別													
都道府県立 N=43 (100.0)	19 (44.2)	20 (46.5)	21 (48.8)	16 (37.2)	20 (46.5)	35 (81.4)	34 (79.1)	15 (34.9)	16 (37.2)	4 (9.3)	43 (100.0)	0 (-)	0 (-)
政令市立 N=20 (100.0)	9 (45.0)	11 (55.0)	11 (55.0)	10 (50.0)	8 (40.0)	15 (75.0)	14 (70.0)	10 (50.0)	10 (50.0)	1 (5.0)	20 (100.0)	0 (-)	0 (-)
市立 N=416 (100.0)	175 (42.1)	191 (45.9)	108 (26.0)	152 (36.5)	142 (34.1)	275 (66.1)	196 (47.1)	83 (20.0)	127 (30.5)	25 (6.0)	402 (96.6)	13 (3.1)	1 (0.2)
東京特別区立 N=21 (100.0)	9 (42.9)	11 (52.4)	9 (42.9)	11 (52.4)	8 (38.1)	16 (76.2)	12 (57.1)	4 (19.0)	2 (9.5)	0 (-)	20 (95.2)	1 (4.8)	0 (-)
町立・村立 N=41 (100.0)	16 (39.0)	16 (39.0)	9 (22.0)	9 (22.0)	14 (34.1)	16 (39.0)	16 (39.0)	6 (14.6)	10 (24.4)	1 (2.4)	39 (95.1)	2 (4.9)	0 (-)
広域連合等 N=4 (100.0)	3 (75.0)	3 (75.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	4 (100.0)	3 (75.0)	0 (-)	2 (50.0)	0 (-)	4 (100.0)	0 (-)	0 (-)

(複数回答)

(出典) 国民生活センター「成年年齢引下げに向けた消費生活センターの対応に関する現況調査報告書」

調査時期：：2018年9月～10月 調査対象：全国の消費生活センター770箇所 有効回答倍率：86.0%

まとめ

目前に迫った被害防止を高校生に訴えるだけでなく、社会参加の観点から、発達段階に応じた消費者教育支援を行う必要がある。

これを進める体制を整え、どこに住んでいても18歳までに自立できることを目指し、子供達が教育を受ける権利を保障する必要がある。

「消費者教育推進法」成立からまもなく10年。
多角的な効果検証を！